# 第15章 斜面対策工事

## 第１節　適用

### 第15－１条　適用

１．本章は、急傾斜地崩壊防止工事における土工・軽量盛土工・法面工・擁壁工・水路工・地下水排除工・地下水遮断工・抑止杭工・斜面対策付属物設置工・仮設工その他これらに類する工種について適用する。

２．土工は、第３章 第２節 土工の規定による。

３．仮設工は、第３章 第22節 仮設工の規定による。

４．本章に特に定めのない事項については、第３章 施工共通事項の規定による。

## 第２節　一般事項

### 第15－２条　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に協議を求めなければならない。

（１）土地改良事業計画設計基準「農地地すべり防止対策」農林水産省農村振興局（平成16年３月）

（２）新・斜面崩壊防止工事の設計と実例　　　　（一社）全国治水砂防協会　　（令和元年６月）

（３）のり枠工の設計施工指針　　　　　　　　　（一社）全国特定法面保護協会（平成25年10月）

（４）道路土工－擁壁工指針　　　　　　　　　　（公社）日本道路協会　　　　（平成24年７月）

（５）道路土工－カルバート工指針　　　　　　　（公社）日本道路協会　　　　（平成22年３月）

（６）道路土工指針－仮設構造物工指針　　　　　（公社）日本道路協会　　　　（平成11年３月）

（７）補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル　（一財）土木研究センター

 （平成26年８月）

（８）グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（公社）地盤工学会　　　　　（平成24年５月）

（９）ＰＣフレーム工法設計・施工の手引き　　　ＰＣフレーム協会　　　　　　（平成24年９月）

（10）新版地すべり鋼管杭設計要領 　　　 （一社）斜面防災対策技術協会（平成28年３月）

（11）地すべり対策技術設計実施要領　　　　　　（一社）斜面防災対策技術協会（平成19年12月）

## 第３節 軽量盛土工

### 第15－３条　 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第３－22条 軽量盛土工の規定による。

## 第４節 法面工

### 第15－４条　 一般事項

本節は、法面工として植生工・吹付工・法枠工・かご工・アンカー工・抑止アンカー工その他これらに類する工種について定める。

### 第15－５条　植生工

植生工の施工については、第３－46条 植生工の規定による。

### 第15－６条　吹付工

吹付工の施工については、第３章 第９節 セメント類吹付工の規定による。

### 第15－７条　法枠工

法枠工の施工については、第３－44条、第３－45条、第３－47条の規定による。

### 第15－８条　 かご工

かご工の施工については、第３章 第10節 鉄線かご工の規定による。

### 第15－９条　ＰＣ法枠工

１．受注者は、ＰＣ法枠工の施工については第１－５条 施工計画書の記載内容に加えて、施工順序を施工計画書に記載しなければならない。

２．受注者は、ＰＣ法枠工を掘削面に施工するにあたり、切土面を平滑に切り取らなければならない。切りすぎた場合には、整形しなければならない。

３．受注者は、ＰＣ法枠の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石・岩塊等が表われた場合には、基面の安定のために除去しなければならない。なお、転石等の除去が困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

４．受注者は、基面とＰＣ法枠の間の不陸を整えるために裏込工を施工する場合には、ＰＣ法枠にがたつきがないように施工しなければならない。

５．アンカーの施工については、第３－48条 アンカー工の規定によるものとする。

６．受注者は、ＰＣフレーム板の中に納まるアンカー頭部は、錆や腐食に対して十分な防食処理をしなければならない。

７．受注者は、設計図書に示す場合を除き、アンカー頭部が露出しないように施工しなければならない。

８．受注者は、ＰＣ法枠のジョイント部の接続又は目地工を施工する場合は、アンカーの緊張定着後に施工しなければならない。

９．受注者は、ＰＣ法枠工の施工にあたっては、ＰＣフレームアンカー工法設計・施工の手引き４章施工の規定によるものとする。

### 第15－10条　 抑止アンカー工

　　　　抑止アンカー工の施工については、第３－48条 アンカー工の規定によるものとする。

## 第５節　擁　壁　工

### 第15－11条　 一般事項

本節は、擁壁工として作業土工・既製杭工・場所打擁壁工・プレキャスト擁壁工・補強土壁工・井桁ブロック工・落石防護工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 第15－12条　作業土工（床掘り、埋戻し）

１．作業土工の施工については、第３－13条、第３－14条の規定による。

２．受注者は、擁壁工の作業土工にあたっては、地山の変動に注意し、地すべり等を誘発させないよう施工しなければならない。

### 第15－13条　 既製杭工

既製杭工の施工については、第３－28条、第３－29条、第３－30条、第３－32条の規定による。

### 第15－14条　 場所打擁壁工

場所打擁壁工の施工については、第３章 第13節 コンクリート工の規定による。

### 第15－15条　 プレキャスト擁壁工

プレキャスト擁壁工の施工については、第７－22条の規定による。

### 第15－16条　 補強土壁工

補強土壁工の施工については、第７－23条の規定による。

### 第15－17条　 井桁ブロック工

井桁ブロック工の施工については、第７－24条の規定による。

### 第15－18条　 落石防護工

１．受注者は、落石防護工の支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう定着させなければならない。

２．受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。

３．受注者は、Ｈ鋼式の緩衝材設置にあたっては、落石による衝撃に対してエネルギーが吸収されるよう設置しなければならない。